

2017/2/26

環境省主催シンポジウム
動物の愛護と管理と科学の関わり

動物愛護管理と生活・経済 ～行政の視点から～

則久 雅司

環境省 動物愛護管理室

環境省の動物愛護管理行政の主なトピック

改正動物愛護管理法附則対応

- ☆幼齢規制(8週齢)検討(科学的知見収集等)
- ☆販売する犬猫へのマイクロチップ装着義務化の検討
- ☆前回改正事項レビュー(第2種、引取拒否等)

付帯決議対応

基本指針フォローアップ

ペットフード安全法

- 中小企業等経営強化法
- 消費税転嫁対策特別措置法
- 障害者差別解消法 等

人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト

- ※不必要な殺処分のない社会を目指す取組み
- ☆自治体とのモデル事業
- ☆各種ガイドライン作成(H29~)
- ☆飼い主への普及啓発等

各種基準等の検討

- ☆飼養施設基準の明確化
- ☆譲渡ガイドライン
- ☆動物取扱責任者 等

特定動物の見直し

- ☆交雑種の取扱検討等

普及啓発・イベント

災害時におけるペット救護対策

- ☆熊本震災対応とレビュー
- ☆災害時ガイドラインの改訂(H29)と広域支援訓練
- ☆自治体の地域防災計画等への反映や体制整備
- ☆飼い主の適正飼養徹底

飼育鳥の高病原性鳥インフルエンザ対策

- ☆発生時対応(検査手配)
- ☆対応指針の具体化

問い合わせ対応

- ☆疑義照会・相談(自治体)、取材等
- ☆苦情・問合せ(一般等)
- ☆国会対応(国会質問、資料要求等)

日本と欧米での殺処分の概況と行政の役割

| 国名 | 殺処分数(※) | |
|--------------------------------|--|---|
| 日本 1.27億人 犬1千万頭 | 行政(2014) 傷病(犬5百頭、猫9千頭) 狩猟(駆除) | 犬 2.2万頭 猫 8.0万頭 ノイヌ・ノネコ 3百頭 |
| イギリス 0.64億人 犬9百万頭 | 保護施設 (2010) 自治体 狩猟(駆除) | 犬 1~1.3万頭 猫 1.7~2万頭 野良犬 9千頭 不明 |
| ドイツ 0.82億人 犬5百万頭 | ティアハイム 原則禁止(ゼロ) (安楽殺はあるが未公表) 狩猟(駆除) | 不明 ルトライン・ヴェストファーレン州 犬77頭 猫1万頭 |
| アメリカ 3.10億人 犬8千万頭 | 保護施設 (2012~13) 狩猟(駆除) | 犬猫約270万頭 不明 |

※日本以外のデータは、「諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況」(国立国会図書館,2014)より

比較に適さない殺処分数

日本:行政による処分数は全国統計あり
 欧米:行政統計なし(民間の処分多く不明)

飼えなくなった動物の取扱い

日本:様々な経路を経て行政(保健所)に集約(返還・譲渡・殺処分)
 欧米:飼い主による安楽殺、民間シェルターで引き取り、野外で有害駆除等

動物収容・譲渡施設の整備等

日本:自治体施設(動物愛護センター等)、税金で運営
 欧米:民間施設(ティアハイム等)、民間資金で運営

保護・譲渡の主な対象動物

日本:犬猫(野良犬・猫が多い。譲渡適性の低いものが多い。)
 欧米:人が愛玩飼養していた動物が多い(譲渡しやすい)。野良は対象外。

自治体に引取られる犬猫の動き

現状と課題

所有者(飼い主)



飼育頭数 計1979万頭※
 犬 992万頭
 猫 987万頭

迷子、逸走、捨て犬・猫、
 野良犬・猫や野外での繁殖個体

犬猫を取り巻く現状と課題 ~なぜ犬や猫の殺処分がなくなるのか~

所有者からの引取り

2.0万頭
 犬 0.6万頭
 猫 1.4万頭

飼い主に返還

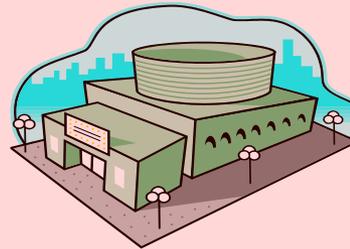
1.4万頭
 犬 1.3万頭
 猫 345頭

新たな飼い主に譲渡

3.9万頭
 犬 1.6万頭
 猫 2.3万頭

地方自治体

動物愛護センター等



全体の引取り数

13.6万頭
 犬 4.7万頭
 猫 9.0万頭

殺処分

8.3万頭
 犬 1.6万頭
 猫 6.7万頭
 (うち仔猫が、4.4万頭)

拾得者等からの引取り等

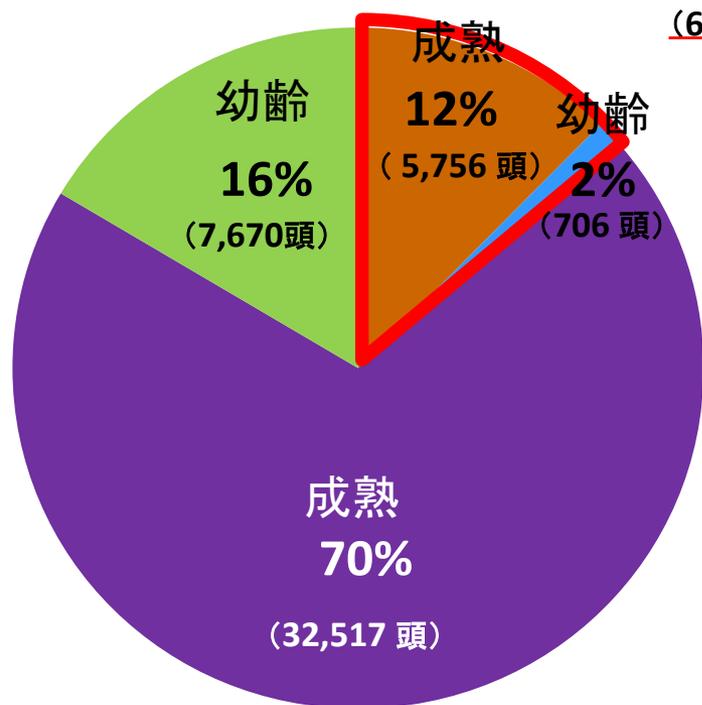
11.6万頭 (うち仔犬子猫が6.4万頭)
 犬 4.0万頭 (うち仔犬が0.8万頭)
 猫 7.6万頭 (うち子猫が5.8万頭)

※ 一般社団法人ペットフード協会調べ
 平成27年全国犬猫飼育実態調査より

犬猫の引取り数の内訳

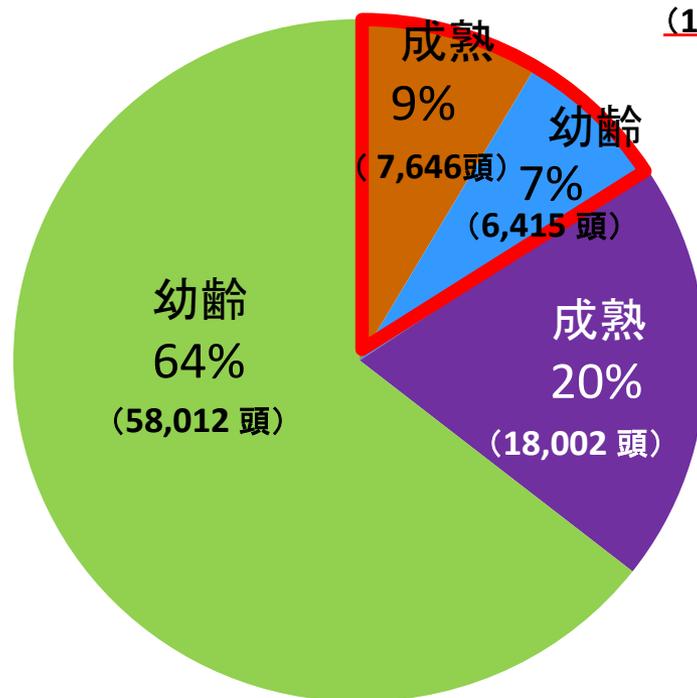
○引き取られた犬・猫の内訳を見ると、所有者不明の個体は犬猫ともに8割以上を占めている。
○引取り数と殺処分数を減少させるためには、飼い主に対して飼い犬・猫の逸走防止など適正飼養の徹底を求めるとともに、所有者不明の犬猫の多くを占める、いわゆる野良犬、野良猫対策が重要である。

犬の引取り数内訳



所有者不明 **86%**
(40,187頭)

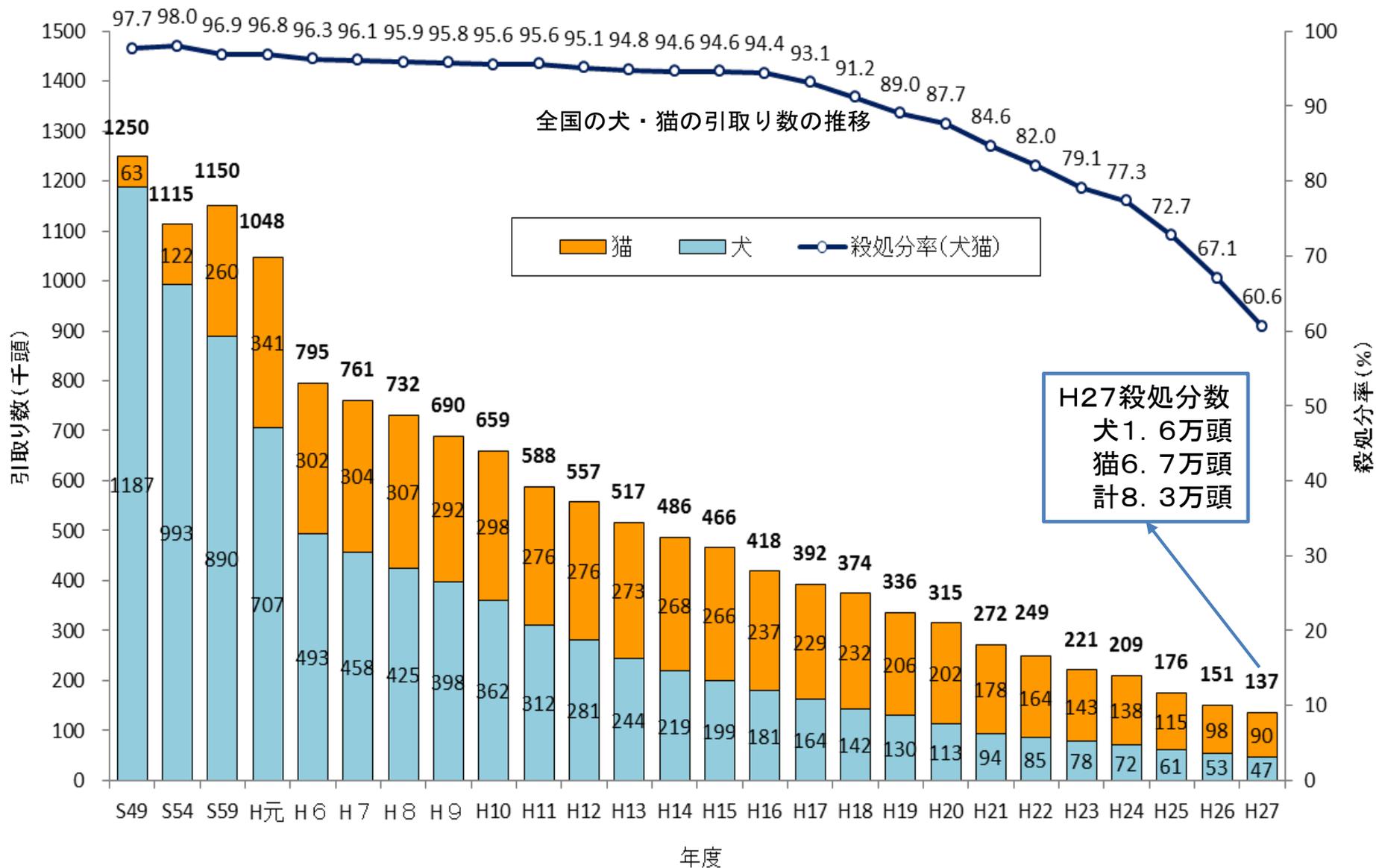
猫の引取り数内訳



所有者不明 **84%**
(76,014頭)

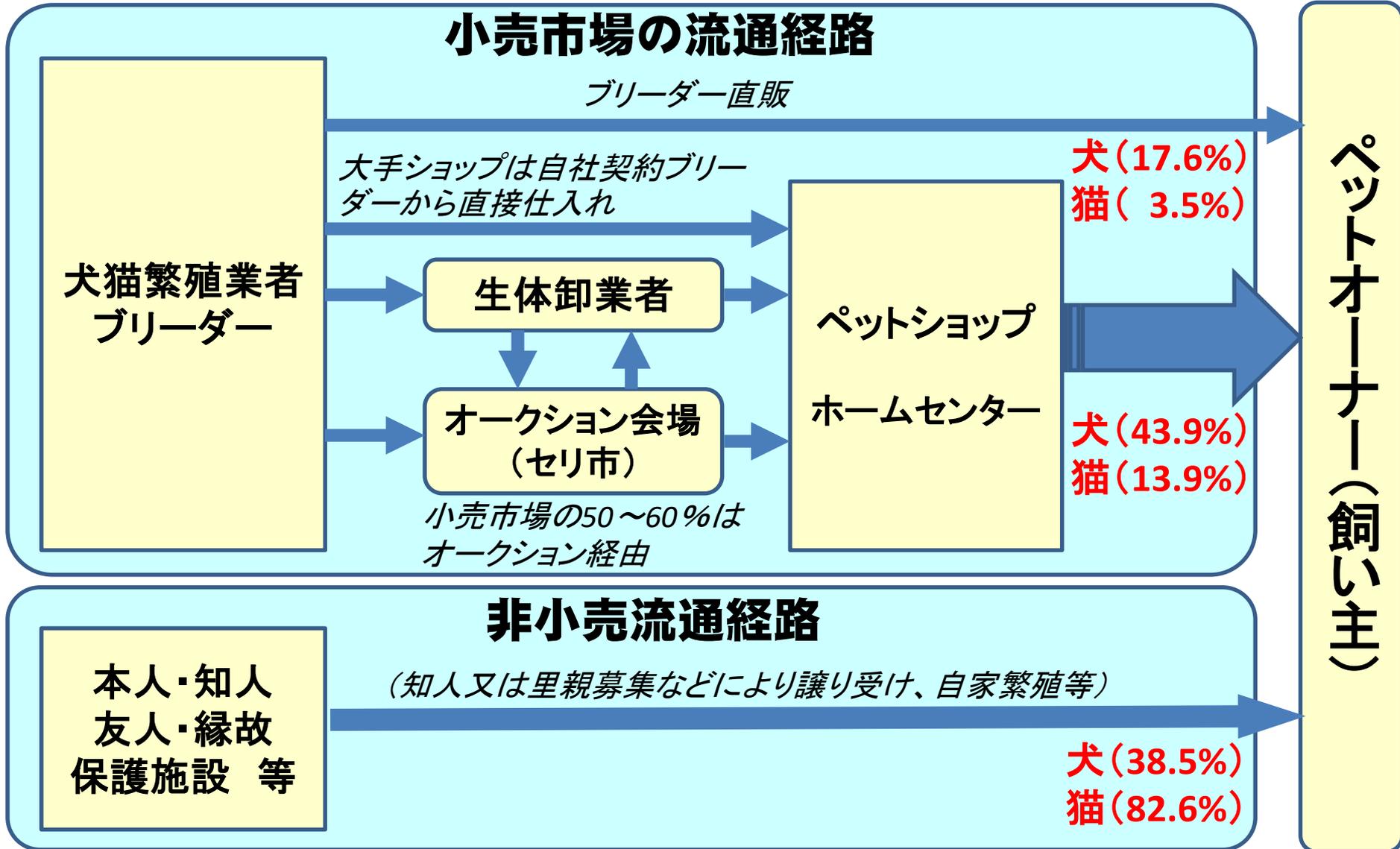
※平成27年度の数值

犬猫の引取り数と殺処分率の推移



犬猫の生体の流通経路

出典: 2013年ペット関連市場マーケティング総覧((株)富士経済)を改変



動物愛護と動物愛護管理行政のジレンマ？

日本の自然観(アニミズム、あらゆるものに魂宿る)



動物は「命あるもの」



生きていることに意義



動物愛護



寛容さ



動物福祉



苦痛を与えないことに意義



動物は「意識あるもの」



西洋の自然観(人と物の2分法)



動物愛護
管理行政

- 法律
- 科学

ジレンマ？

このジレンマを乗り越えるため、私たちに必要な態度は何か？

人と動物が共生する社会の実現に向けた取組

現在の動物愛護管理行政(負の状態解消の取組み)

- ◆ 不必要な殺処分ゼロに向けた取組
- ◆ 動物取扱業の適正化(8週齢、マイクロチップ、飼養管理基準検討)
- ◆ 虐待・遺棄防止等 等

法律中心
の取組

今後、必要なこと

「人と動物が共生する社会の実現」に向けた取組

- ① 目指すべき社会の「将来ビジョン」の明確化
- ② 人と動物の関わりの哲学(動物観)の整理、動物の愛護と管理の基本的考え方の構築
- ③ 人(飼い主)に注目した施策への転換(社会福祉施策/One Welfare、大規模災害対策(予防策)と連携した取組み)
- ④ ペット産業や民間シェルター等の持続的な発展(健全経営の確保)
- ⑤ これらの検討の前提としての正確な情報の把握と共有 等

法律を超
えた社会
的な取組

目指すべき社会の「将来ビジョン」の明確化

(法目的)

動物の「愛護」と「管理」

(H24改正で目的に追加)

人と動物が共生する社会の実現

具体化が必要

(H25プロジェクト立上げ)

人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト

(マイナス要因の排除)

実際の取組み(施策)

- 殺処分ゼロの促進
引取り数削減、譲渡促進
- 飼い主責任(適正飼養)
- 動物取扱業の規制強化
- 遺棄・虐待防止

飼い主、国民の意識の变革
動物取扱業の变革
動物愛護団体の活動の発展

方向性を提案

<社会的要因・動向(正確な情報)>

人口減少・超高齢化社会、所得格差拡大、人と自然(動物)の関係の希薄化、欧米と日本の動物への基本認識の違い

目指すべき社会の将来ビジョンの明確化

(イメージ例)

- ◆ ペット連れでどこへでも出かけられる環境整備
- ◆ ペットと高齢者の健康な暮らし(健康寿命の延伸)
- ◆ 動物の介在による子供たちの情操の健全育成
- ◆ 動物保護団体の持続的で健全な活動の展開
- ◆ ペット産業の健全発展と市場の成熟・拡大
- ◆ あらゆる分野での動物福祉のレベル向上 他

ビジョンを踏まえたバックキャスト

- 国民が共有する具体的な将来目標がない(先行きが見えない)ことが、コンフリクト解消を困難に。
- 悪者捜しの段階から、行政、事業者、動物保護団体、飼い主等が協働する社会づくりの提案へ。
- 将来目標(ビジョン)を踏まえて、バックキャスト手法により、各主体がなすべき取組みを明確化。

現状の取組みだけでは、実現は困難(ロードマップ不明)。



動物の愛護及び管理に関する法律の目的

動物の愛護

動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて

国民の間に動物を愛護する気風を招来し、

生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する

動物の管理

動物の管理に関する事項を定めて

動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、

もって人と動物の共生する社会の実現を図る。